平成２２年（フ）第５４２号
茨城県笠間市旭町335番地１　中田住宅３号
債務者　村上　　章
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５４３号
茨城県笠間市旭町355番地１　中田住宅３号
債務者　村上　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５５０号
茨城県常陸大宮市田子内町3030番地の１
債務者　菅谷　真美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５５２号
茨城県東茨城郡茨城町大字大戸3459番地２
債務者　原　　悟
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５５９号
茨城県水戸市東野町467番地の１　県営東山アパート５棟２Ｆ２号
債務者　別所多恵子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６２号
茨城県常陸太田市赤土町961番地
債務者　海老根真由美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
千葉県茂原市山崎928番地　市営山崎住宅３棟12号
債務者　新井　正志
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
千葉県長生郡睦沢町川島1899番地13
債務者　渡邊早智子（旧姓小山田）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
千葉県茂原市鷲巣48番地１　高橋方
債務者　高橋　里美（旧姓藤谷）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
千葉県いすみ市岬町椎木433番地２
債務者　細川　要一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
千葉県いすみ市岬町椎木433番地２
債務者　細川　英子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第２３８６号
京都市左京区浄土寺真如町125番地１　錦山ハイム201
債務者　岸田　麻里
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１８号
京都市南区東九条西山町29番地　グランディール東寺202号
債務者　黒木　隆志
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８７号
京都市山科区御陵荒巻町12番地
債務者　新垣　文美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０３号
京都府長岡京市下海印寺東条１番地　ＷＥＳＴＨＩＬＬⅡ107
債務者　片岡　エリ
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９４号
京都市伏見区深草北新町627番地　墨染コーポ401
債務者　井上　久美（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２２号
京都府宇治市伊勢田町名木２丁目１番地の146
債務者　苗村　文王
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４９号
京都市伏見区羽束師鴨川町28番地　清風荘２―10号
債務者　山本　冬樹
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係